

【未定稿】

としまして、伝統工芸から現代アート、そして食
ファッション等の様々な展示を行っております。
それに加えまして、講演会やセミナーなどを通じ
た政策的な広報、あるいは地方公共団体を含む関
係機関等と連携をしましてビジネスのインバウン
ド事業、そういうものも取り組んでいるところで
ございます。

設置からこれ八年を経まして、最新の統計では
総来館者数が七百四十万人に達しているところで
ございまして、私どもとしましては着実に成果が
上がっているというふうに認識をしております。

引き続き、このジャパン・ハウス、各拠点の特
性を生かしながら、日本の多様な魅力、様々な政
策、取組を発信するための拠点として、その事業
の更なる拡充を図っていきたくと考えているとこ
ろでございます。

○窪田哲也君 更なる拡充ということで今お答え
いただきましたけれども、私はASEAN地域に
も必要だというふうに考えておりますので、是非
御検討をお願いしたいと思います。

最後に、大臣に伺いたいと思います。
これまで戦略的な対外発信強化ということにつ
いてる質問をさせていただきました。情報・政
策・発信部門が連携をし、情報戦に対する対応能
力、我が国は着実に今進めていっているところで
あると理解をしております。国民の理解を得つつ、

人的、物的基盤の強化を図っていかなければなり
ません。情報操作への懸念を共有する国々が連携
をして対処していく必要性もあるというふうに考
えております。

各国との連携による情報収集、分析、そしてま
た我が国独自としての戦略的な対外発信に向けて
の大臣の御決意をお伺いして、質問を終わりたい
と思います。

○国務大臣(岩屋毅君) 非常に重要な御指摘を
いただいたと思っております。

地政学的な競争が非常に激化しておりますし、
委員御指摘の偽情報の拡散を含む情報戦、認知戦
が恒常的に生起している中で、外交安全保障を含
む我が国の政策、取組に対する理解や支持を得て
いくことは非常に重要だと考えております。

今後、国際社会において客観的事実に基づく
正しい認識が形成されるように、在外公館を含む
外務省全体で、AIなども活用しながら情報収集
分析を行って、適切な、適時適切な発信につなげ
ていきたいと思います。

特に、やっぱり今はもう紙媒体よりもネットの
中の情報量の方が圧倒的に多い時代になりました
ので、若年世代を含む幅広い層の理解を得るべく、
ショート動画であるとか、インフォグラフィック
ス、図なんかを使った広報ですとかも活用して、
SNSの発信にも積極的に取り組む考えであります

す。オールドメディアと言うと怒られますが、各
国のメディア関係者や有識者の積極的な情報提供
もすっかりやっていきたいと思っております。

偽情報については、多くの国で今問題意識が高
まっているところがございますから、これまでも
G7の多国間、あるいは日米の間で情報共有や対
応能力の強化に向けた協議を行ってきていますが、
引き続き様々な国との協力を進めて対応能力を一
層強化していきたいと考えております。

○窪田哲也君 終わります。ありがとうございます
でした。

○委員長(片山さつき君) この際、委員の御異
動について御報告いたします。

本日、川田龍平さん及び岩本剛人さんが委員を
辞任され、その補欠として羽田次郎さん及び藤井
一博さんが選任されました。

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文です。

ちよつと通告の数が多いので、簡潔に、両大臣、
答弁をお願いします。

まず、中国在留日本人の拘束事案についてです。
これまで、中国国内でスパイ行為に関わったと
して拘束された日本人は何名いるんでしょうか。
そのうち現時点でもなお拘束されている人数と実
刑判決を受けた人数を教えてください。あわせて、

拘束時の具体的な容疑についても説明してほしいと思います。

○政府参考人（岩本桂一君） 今お尋ねの点でございますが、二〇一五年五月以降、合計十七名の日本人が拘束されたことを確認しております。現在、引き続き拘束中の日本人の方の数は五名、そして、そのうち四名が実刑判決を受けておられます。

これらの事案につきましては、中国の刑法、そして反スパイ法に違反したとして拘束されておりますが、それ以上の具体的な容疑については拘束の段階では明らかになっておりません。

○松沢成文君 大臣、二番抜かして三番に行きまされども、これ、反スパイ法に違反したと、あるいは刑法というのも出てきましたが、これだけなんです。容疑明らかにならないんです。これ、一方的に拘束するというのはもう明らかに人権侵害。私は中国による拉致だと考えますが、大臣の見解はいかがででしょうか。

○国務大臣（岩屋毅君） 政府としては、身体の拘束等に当たっては適正な司法手続の下で基本的人権に十分配慮することが重要であると考えておりますので、これまでも中国側に対しましては様々なレベルや機会を通じて司法プロセスにおける透明性の確保、そして邦人の早期釈放を強く求めてきております。

三月の日中外相会談におきましても、私から王毅外交部長に対しこの点について改めて申し入れておりますが、引き続き適切な対応を求めています。

○松沢成文君 日本も中国に対して人権侵害であるということはしっかりと申した方がいいと思います。

それで、この二国間関係における恣意的拘束の利用に反する宣言というのがカナダを中心にこれ出されていまして、これももう八十一か国が支持しているんですね。これに基づいて、不当拘束は人権侵害であるという方針を私は国家として明確に位置付けて、こうした危機感を共有する同志国がいるわけですから、中国とバイで交渉したつてらち明きません、これ。ですから、こうした国と連携して中国に働きかけるということをやるべきではないのかと。必要であればこれを協定や条約にまで発展させてもいいと思うんですよ。

あわせて、これ、国連があるわけですから、国連の人権理事会にも申立てを行うべきだと考えますが、大臣の見解を伺います。

○国務大臣（岩屋毅君） 委員が今御指摘になった二国間関係における恣意的拘束の利用に反対する宣言、これを我が国も支持を表明しております。中国における邦人拘束事案については、関係国と様々な形で情報共有や意思疎通を行ってきてお

りますが、人権理事会においては、例えば二〇二四年、昨年一月に実施された中国に対する普遍的・定期的レビューの機会に公正な裁判や透明性のある法的手続の保障を求めています。

今後とも、関係国としっかりと連携をして、邦人の早期釈放に向けて最大限の外交努力を行ってまいります。

○松沢成文君 話を日本国内の情勢に進めていきたいと思いますが、政府委員の方、今世紀に入つて、我が国において中国における諜報事件は、それ、何件ぐらい摘発されているんでしょうか。象徴的な事件としてはどんなものがあるんでしょうか。

○政府参考人（石川泰三君） お答えいたします。警察におきましては、これまで、中国による対日有害活動と見られる事案を今世紀に入ってから複数検挙しているところでございます。

この事案の中には、例えば、SNSを通じて接触を受けた中国企業の社員に対して勤務先の技術情報を提供したとして、令和二年十月に大手化学メーカーの元社員を不正競争防止法違反で検挙した事例でありますとか、あるいは、フッ素化合物に関する研究データを中国に所在する企業のメールアドレス宛てに送信して開示したとして、令和五年六月に国立研究開発法人の中国人研究員を不正競争防止法違反で検挙した事例などがござ

います。

○松沢成文君 国家防衛機密どころか、経済事案にどんどんどんどん広がっちゃっているんですね。

さて、大臣、六番もちよつと抜かしますから、次、七番用意してほしいんですが、これ、中国には国家情報法という法律があつて、これすごいんですよ。国内外の組織や個人が国家情報活動を支持し、協力する義務を負うんです。だから、日本にいる中国人も、国から指令があつたら、情報収集してそれを本国に報告しなさい。これ、そういう組織じゃないと思います。孔子学院というのが各大学にできたり、あるいは中国は海外の警察拠点まで置いているんです。

今、日本では、経営・管理ビザを使って多数の中国人が入ってきて滞在しているんです。これ、国家情報法によれば、いざというときはそういう人たちがみんな、まあスパイとしてとは言わないけれども、情報収集して国に報告しなさいって、こういう恐ろしい法律まで作っているんですね。

さあ、大臣、日本は、まあ不名誉なレッテル貼りかもしませんが、スパイ天国と世界からやゆされているんですね。これ、どこに原因があると思いますか。

○国務大臣（岩屋毅君） スパイの防止に係る法制度の在り方については、今は我が国にはそういう特化した法律はないわけですが、議員も

御案内のとおり、様々な議論があると承知しております。

外務大臣の立場からその個々の見解について包括的に申し述べることは控えたいと思っております。でも、国の重要な情報の保護を図ることは極めて重要であると認識をしております。引き続きそのために努めてまいりますけれども、国会においても大いに御議論をいただければ有り難いというふうに思っております。

○松沢成文君 日本がなぜスパイ天国とやゆされちゃうかという点、私は、幾つか私なりに考える理由があると思うんです。それは、日本には包括的なスパイ防止法がない、何やってもほとんど捕まらない。それから、最近はいろんな法律ができていますが、セキュリティクリアランスの制度が遅れていたと。それからもう一点は、機密情報管理体制というのができていない、強いて言えば、強力な諜報、防諜機関がないと。こういうことから、日本は甘いよと、スパイ行為やり放題、これが世界の評価だと思えます。

さて、具体的に伺いますが、日本でも、一九八五年、中曽根政権時代に、国家秘密に関わるスパイ行為等の防止に関する法律案、当時もスパイ防止法と呼ばれていましたが、これが自民党により国会に提出されて、しかし、審議未了のまま廃案になりました。

これは、防衛機密を対象とした法律なんですね。ですから、防衛大臣に伺いたいんですが、このスパイ防止法、防衛大臣はどう評価しますか。なぜ廃案となつてしまったんでしょうか。

○国務大臣（中谷元君） これは、もう四十年前の議論でございましたが、当時は議員立法で提出をされていたために、政府としてはこの評価、廃案となつた理由をお答えすることは差し控えさせていただきますが、その後、防衛機密とか特定秘密とかできまして、幾分この手の議論は進んできたというふうに思っております。

○松沢成文君 幾分進んできた。その中に、今幾つかの法律を挙げましたけれども、第二次安倍政権は、国家の情報保全体制を強化するために二〇一三年に特定秘密保護法を制定したんですね。これができたので、スパイ防止法の代わりじゃないかという誤解をしている方が多いんですが、私は、この法律は、いわゆる包括的なスパイ防止法とは法体系が異なるものだと思っておりますけれども、これ、外務大臣、認識を伺いたいと思えます。これ防衛大臣かな。うん、まあいいや、政府委員、どうぞ。

○政府参考人（岡素彦君） 失礼します。特定秘密保護法には、防衛、外交、スパイ活動等の防止及びテロ防止の四分野の重要情報を特定秘密として指定するための要件及び手続、秘密取

扱者の適性評価を含む秘密保護のために講ずべき措置などが規定されております。また、秘密の漏えいや外国の利益を図るなどの目的で行われる秘密の不正取得行為などについて処罰する規定も置かれております。

委員がイメージなさっている包括的なスパイ防止法に必要な規定がここにとどの程度含まれているかは分かりませんが、本法は、外国の影響下で行われるスパイ活動の防止と取締りに資する法律であるというふうに認識をしております。

○松沢成文君 これ、機密保護のための法体系が違うんですよ。

特定秘密保護法、まあ、最近では重要経済安保の保護活用法というのでもできましたけれども、こうした保護法は、秘密を特定して、その秘密に関わる人をセキュリティクリアランスを掛けて、そういう人が漏えいした場合に罰するという法律なんですよね。一方、スパイ防止法というのは、スパイ行為者を、そのものを逮捕、処罰する法体系なんです。

スパイ防止法は、したがって、かなり重罰が掛かっています、各国で。ただ、この重罰があるがゆえに予防効果大きい。下手にスパイ活動をやると捕まっって一生ブタ箱だと。死刑を掛けている国もありますからね、それだけ厳しいんですよ。

諸外国は。でも、だからこそ予防効果があつて抑止力があるわけですね。日本はそれが無いから、本当にスパイ天国になってしまっているんですよ。ですから、日本の警察は大変ですよ。このスパイ防止法がないために、もうスパイで怪しい人たちも、必死に既存の法律に引っかからないかつて待つわけです。例えば、経済事案だったら不正競争防止法だとかあるいは外為法だとか商法だとか、あるいは防衛事案だったら自衛隊法違反にどうにか引っかけれないか、刑法違反にならないかと。でも、警察はすごい努力して、どうにか捕まえているんです。でも、刑罰軽いですから、起訴猶予になったり、あるいは有罪判決でも、もう数年で出ていって、はい、さようならつて、また次の機会に入ってきますつて、これが実態なんですよね。

さて、大臣、私は、外務大臣ですね、日本にも

新たな包括的なスパイ防止法を作るべきだと思えます。どういふものかという点、スパイ行為を定義して、スパイ活動そのものを取り締まって、違反者に重罰を科すこと。そして、もう昨今の情報化の社会、グローバル化社会を見越して、この情報の保護対象を拡大することです。

以前のスパイ防止法は防衛機密を対象だったんですが、外交機密、政治政策に関する情報、経済安全保障に関する情報などの重要性が増してきて

います。ですから、この保護対象とすべき重要情報の範囲も拡大して、スパイ行為そのものを処罰する包括的なスパイ防止法を早急に制定すべきと考えますが、外務大臣の見解を伺います。

○国務大臣(岩屋毅君) 以前からずっとある議論でありますけれども、実際、じゃ、スパイ防止法を作るとなつたときに、スパイ行為の定義、その刑罰、保護対象の範囲といったことについて相対論が惹起されることになるんだろうというふうに思います。

したがって、この種の立法に当たりましては多角的な観点から慎重に検討されるべきだと。かなり私の個人的な考えも入っておりますけれども、国民の十分な理解が得られることが望ましい。何となれば、やはり知る権利を始め国民の基本的な人権に関わる場合もあり得るといふ立法形態になるうかと思えますんで、だからこそ多角的な観点から慎重に検討されなければならないのではないかと思います。

その意味で、国会でも大いに議論していただきたいというふうに申し上げたんですけれども、一方で、言うまでもなく、国の国家運営のための重要な情報の保護を図ることは極めて重要でありますので、引き続き必要な取組の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○松沢成文君 大変難しいので慎重な検討が必要

だと、これずうつと言いつつ続けているんですけども、この包括的なスパイ防止法によるスパイ行為の厳しい取締りというのは、今や世界主要国の常識となっております。

そこで伺いたいんですが、G7の国々、クアツドの国々、AUKUSの諸国で、これ日本の同盟国、同盟国であります、こうした国々で、包括的なスパイ防止法がない国は日本以外にありますか。

○政府参考人（大鶴哲也君） ただいま委員御指摘された国の中の幾つかはスパイ行為を取り締まる独立した法律を有しているというふうに承知しておりますけれども、他国の国内法の規定内容、範囲などにつきまして我が国政府としてコメントすることは適当ではないと考えております。

政府としては、カウンターインテリジェンスに係る必要な取組をいかに充実強化させていくのかということについて検討する中で、こういった諸外国の法制度につきましても引き続き必要な知見を深めてまいりたいと考えております。

○松沢成文君 スパイ行為そのものを取り締まる法律をきちつと持っているのは恐らく日本だけだと思えます。これ、是非とも研究を重ねていただきたいんですが。

さあ、この同盟国、同士国との連携を強化するために、安全保障上の情報管理の信頼性を高めることが不可欠であり、急務であると思えます。

そのためにも、日本は、包括的なスパイ防止法を制定して、カウンターインテリジェンス、つまり防諜体制を強化しなければ、私は、同盟国や同士国との情報管理、情報共有、これに支障を来すんですよ。日本は諜報機関もない、防諜体制も申しかりしていない、セキュリティクリアランスも十分ではない、日本にはこれ、秘密情報一緒に共有できないなど、漏れるぞ、危ないぞといって、私は、オミットされてしまう、仲間外れにされてしまう危険すらあると思うんですけれども、外務大臣の見解はいかがでしょうか。

○国務大臣（岩屋毅君） 我が国も、平成二十年内閣情報調査室にカウンターインテリジェンス・センターを設置いたしましたして、官房長官の下でこのカウンターインテリジェンス、CI、CI推進会議を様々なレベルで開催をいたしております。また、外国のCI機関との情報交換や研修等を実施しております。また、この間、先ほど委員も御指摘のあった様々な情報保護関連の法律も制定してきたところでございます。

今後ともこのカウンターインテリジェンスに関する取組をしつかり強化をしてみたいというふうに思いますが、スパイ防止法の制定の必要性については、様々な御議論がありますので、多角的な視点から議論がもっともと重ねられていくことが必要ではないかというふうに考えております。

す。

○松沢成文君 私は、外務委員会で前上川大臣にも指摘したんですけど、この包括的なスパイ防止法を制定して中国やロシアのスパイ容疑者を捕らえておけば、日本も、両国で、両国が考える不当拘束されている日本人容疑者と、ある意味でスパイ交換をすることも私は可能となってくる可能性があると思っております。これ難しいですよ。

近年、例えば中国、カナダの間、あるいはアメリカ、ロシアの間でも大型のスパイ交換がありました。ファーウェイの副会長、これ中国は取り戻したい。で、中国が反スパイ法でカナダ人の記者かな、二人をすぐ拘束して、じゃ、これを交換しましょう。これ、解放されたんですね。アメリカの有名なプロバスケットボールの女性の方が、ロシアで多分麻薬か何かで捕らえられて、このロシアの武器商人、アメリカは持っていたんですね。これ交換ですよ。

これ、ただ、非常に難しいのは、相手のある外交交渉ですし、じゃ、法的手段がそれ許されるのか、手続ですね。あるいは、そういう交換できる対象となる人がちゃんいるのかと。あるいは、これやり過ぎると報復のエスカレーションになっちゃうんじゃないかと。怖いところたくさんありますよ。ただ、私は、不当拘束されて、日本人がですよ、それも五年、十年とずっと牢屋にいるわ

けですよ。この人たちの人生どうなるんですか。そうであれば、ある意味でどんな手段を使っても取り返そうじゃないかと。

私は、スパイ交換ができる体制をつくっておくのも一つの国家の安全保障だと思っておりますけれども、大臣の見解を伺います、スパイ交換について。○国務大臣（岩屋毅君）これは、委員が自ら今おっしゃいましたけれども、いわゆるスパイ交換ということに関しては、司法制度の異なる第三国との事例と単純に比較することは困難であると思っております。

いずれにしても、我が国としては、邦人の早期釈放に向け、引き続き最大限の外交努力を行ってまいりたいと考えております。○松沢成文君 最後に、諜報機関に対する考え方を伺います。

皆さん御承知のとおり、世界の主要国にはしっかりとした諜報機関があります。アメリカのCIA、中国のMSS、イギリスのMI6、ロシアのFBS、あるいはイスラエルのモサドなんかも有名ですけれどもね。大臣は、こうした諜報機関、情報機関の活動をどのように認識して評価をされていますか。

○国務大臣（岩屋毅君）国際情勢が不確実性を増している中でありますので、同盟国、同志国を含めて、各国の情報機関はそれぞれの国益にかな

う情報の収集や機能強化に努めていると承知をしております。現下の情勢踏まえますと、国際情勢に関する情報収集、分析能力の重要性はますます高まっていくと思っておりますので、外務省としても、引き続き情報収集、分析能力の一層の強化を図る考えでおります。

大臣の立場を離れて申し上げますと、自民党の中でもこれ一回真剣に勉強したことがありまして、町村調査会、委員会とあって、私もその主たるメンバーでありました。対外情報収集に特化した機関というのは果たして日本で成り立ち得るのかというような議論を一度行ったことがありますけれども、やはりこれについても、やっぱり国民の皆様方の御理解を得なければなかなか難しい課題だと思っておりますので、こういったことも含めて、国会においても是非大いに議論をしていただければ有り難いと思っております。

○松沢成文君 国家安全保障を考える上で、機密情報の管理というのは極めて重要です。私は、是非とも両大臣が中心となって、実は何か、自民党の方の検討会も石破総理に何か、スパイ防止法の制定について提言を出してみたいですね。私はいい機会だと思っておりますので、政府内において是非ともこれ検討会つくっていただいで、包括的なスパイ防止法と諜報機関、防諜機関、日本でしっかりとつくって、国際社会に対応できる、情報戦に負け

ない国をつくるという方向で検討を進めていただければ有り難いと、そのことを両大臣にお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○委員長（片山さつき君）この際、委員の御異動について御報告いたします。

本日、中条きよしさんが委員を辞任され、その補欠として金子道仁さんが選任されました。

○金子道仁君 日本維新の会、金子道仁です。

本日は、岩屋外務大臣にこのような機会が初めて御質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

私も、決算委員会、年に一回させていただく中で、継続的に同じテーマで、経年経過といううんで、どうか、確認させていただきたいと思っております。まして、昨年も質問させていただいたテーマですが、ODA事業について、残念ながら今年度も効果が発現していないODAということで、資料の一を御覧いただけますでしょうか。

会計報告でも、有償協力一件、無償資金協力一件、草の根二件について、援助の効果が十分に発現していないであろうという指摘がなされました。私の事務所の方で通番を通して、緑色のところはもう既に昨年までに確認させていただいた